学校規模適正化検討地区委員会の設置及び運営について(案)

1 委員の構成について

委員は15人から20人程度が望ましいと考えます。

- (1) 通学区域内に居住する者から選出された公募委員
- (2) 検討対象校の属する地区の区長会長
- (3) 通学区域内の行政区の区長、区長代理、民生委員及び主任児童 委員
- (4) 検討対象校の校長及び教頭
- (5) 検討対象校に在籍する児童生徒の保護者の代表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、検討委員会の委員長が特に必要と認める者
- ※第1回検討地区委員会にはオブザーバーの出席を認め、意見を 述べることができることとする。

2 会議の進め方について

- (1) 第1回檢討地区委員会〔11月下旬〕
 - ①本市小中学校の適正規模の基準及び検討対象校の決定経過
 - ② 会議の運営
 - 委員長及び副委員長の選出
 - ・会議のスケジュール(開催時期、回数等)
 - ・ 意見集約の方法等
 - ③ 質疑応答・意見等の聴取
- (2) 第2回検討地区委員会〔1月中旬〕
 - ①意見等の聴取
 - ② 地区としての意見集約
- (3) 第3回検討地区委員会〔予備:2月上旬〕